平成２１年（フ）第１７１４号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目17番地の２、従前の住所兵庫県三木市口吉川町里脇79番地の３
債務者　松盛　育子
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５０号
神戸市垂水区桃山台１丁目11番地の３
債務者　澤田　潤一
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７７号
神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番８号、従前の住所神戸市北区惣山町５丁目３番地の１
債務者　東　　道子
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８２号
神戸市灘区原田通２丁目４番17号、住民票上の住所神戸市灘区原田通２丁目４番14号
債務者　山崎　愼吾
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８６号
神戸市兵庫区今出在家町１丁目８番10号
債務者　鶴田　久美
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８８号
神戸市兵庫区東出町２丁目14番17号
債務者　齋藤　直美
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９７号
神戸市須磨区外浜町３丁目２番５―18号
債務者　金井俊夫こと　金　　永俊
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０３号
神戸市東灘区深江浜町67番地601号
債務者　白川　豊治
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０４号
神戸市長田区萩乃町３丁目６番42号
債務者　参鍋　照美
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０５号
神戸市北区ひよどり台１丁目３番地135棟502号、従前の住所神戸市長田区長尾町１丁目８番１―305号
債務者　下村恵美子（旧姓杉谷・奥）
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６７号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町25番１―805号
債務者　松元　義久
１　決定年月日時　平成22年１月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
群馬県伊勢崎市宮子町3605番地10　マツダコーポ103号
債務者　山本　玲子（旧姓山木）
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６１号
群馬県伊勢崎市境伊与久3266番地５
債務者　中山　澄江
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６９４号
群馬県伊勢崎市新栄町3921番地19　ハイツ小林101
債務者　塩原　　俊
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６９８号
群馬県伊勢崎市山王町98番地２　県営住宅４
債務者　ヤノエミヨ（ＹＡＮＯ　ＥＭＩＹＯ　ＹＵＩ）
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６９９号
群馬県伊勢崎市山王町98番地２　県営住宅４
債務者　矢野パウロ（ＹＡＮＯ　ＰＡＵＬＯ）
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７００号
群馬県前橋市広瀬町１丁目17番地ＴＤ―503号
債務者　茂木　正樹
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　前橋地方裁判所